

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

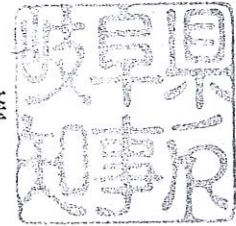
住 所 岐阜県本巣郡北方町高屋1141番地の2

氏 名 メスキュード中部株式会社  
代表取締役 八代 昌史



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 平成30年 9月26日

許可の有効年月日 平成36年 1月17日

COPY

## 1 事業の範囲

積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 14種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### (1)所在地

岐阜県本巣郡北方町高屋中道北1141番1、1141番2、1141番3、1141番6

### (2)保管面積

62.54m<sup>2</sup>

### (3)産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 14種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

### (4)保管上限

54.40m<sup>3</sup>

### (5)高さ

該当なし

## 3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年	9月 2日	産業廃棄物収集運搬業許可 (新規)
平成17年	8月17日	産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成19年	9月28日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成21年	9月 2日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成23年	2月22日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成26年	9月 2日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成29年	1月18日	産業廃棄物収集運搬業許可 (更新) (優良認定)
平成30年	9月26日	産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)

5 積替え許可の有無 有 ・  無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無